

検定済教科書制度の問題点—(1)広域採択制と無償制度

川 又 正 之

はじめに

川又のこれまでの研究（川又 2008, 2009他）では、日本の中学校、高等学校の文部科学省検定済英語教科書や学習指導要領を、言語とイデオロギーの観点から分析し、問題点の指摘と改善への提言を行った。本稿では、文部科学省検定済教科書の問題点について、外国語科英語等を中心に、教科書制度の観点、具体的には「広域採択制」と「無償制度」から考察を試みる。

なお、教科書検定制度については、別途、稿を起こしたいと考えている。

1. 教科書とは何か

本節では、教科書に関する法律的な背景を中心に取り上げる。

(1) 教科書の定義

教科書とは、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」の第2条によれば、以下のように定義されている。

「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」

なお、三浦（1992）によれば、文部（科学）省著作教科書が発行されていたのは、小学校、中学校においては1954（昭和29）年まで、高校の一部の科目で1958（昭和33）年までで、1949（昭和24）年からは、ごく一部を除いて、民間の出版社による検定済教科書が使用されている。

(2) 教科書の使用義務

小学校における教科書の使用義務については、「学校教育法（平成18年法律第120号）」

の第34条で以下のように述べられている。

「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」

また、同条には、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」という記述もある。つまり、教科書以外のものも「有益適切」であれば使用してかまわない、ということである。

さらに、文部科学省（2011）には、「この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されています。」（p.1）と述べられている。

（3）教科書の採択

「採択」とは、学校で使用する教科書を決定することである。教科書の採択については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の「第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限」の第23条で、「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」とされている。つまり、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が採択の責任を負うことになる。

また、国・私立学校においては、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」により、校長に採択権が与えられている。

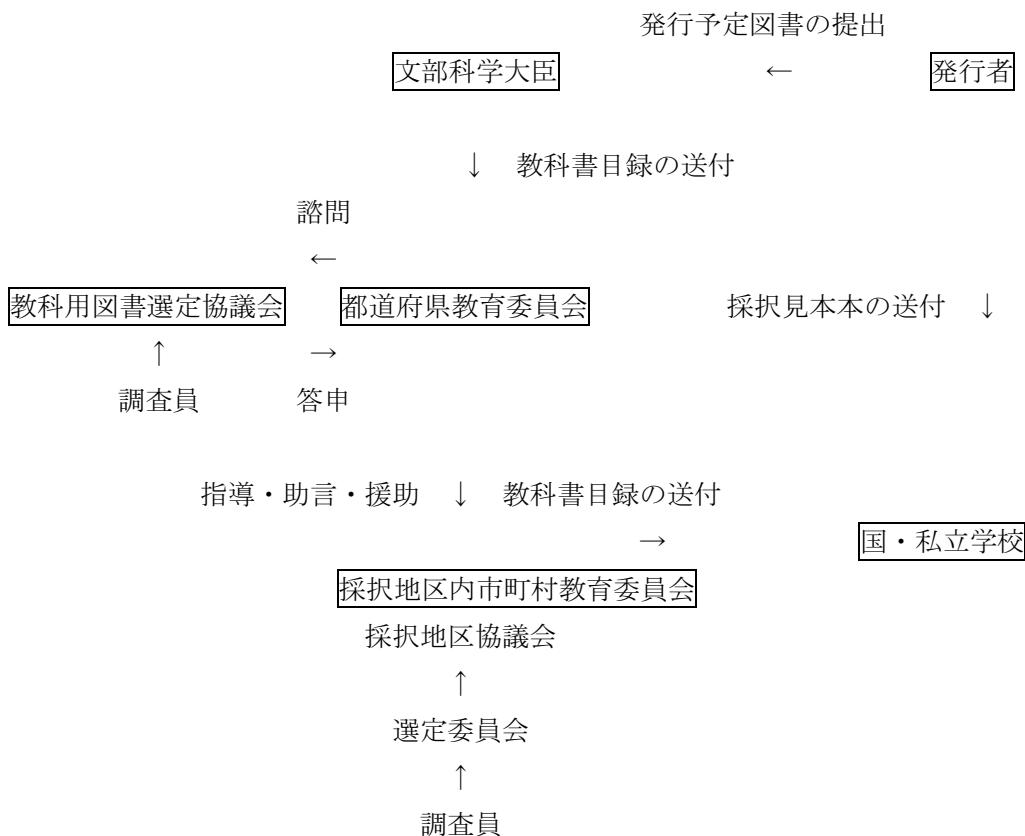
（4）教科書の採択期間

教科書の採択期間については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の第14条で、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とされている。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第224号）」の第14条により、その期間は、現在、「4年」とされている。

(5) 採択の方法

採択の方法は、おおむね次に示す「図1」⁽¹⁾ のようになっている。

図1：教科書の採択制度



義務教育である小学校、中学校等における採択の方法については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」に定められている。以下、「図1」をもとにおおまかな流れを示す。

①教科書発行者は、検定に合格した教科書で次年度に発行しようとするものの科目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出る。

↓

②文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成する。この教科書目録は、都道府県教育委員会を通じ、各学校や市町村教育委員会に送付される。

↓

③発行者は、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国・私立学校長等に送付する。

↓

④都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会を設置し、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助する。教科用図書選定審議会は、専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される。

↓

⑤採択地区内市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の選定資料や独自の調査・研究を踏まえて、採択する教科書を決定する。なお、同一地区内の市町村は、共同採択を行うため、採択地区協議会を設けてこれらの業務を行う。

⑤にある「なお、同一地区内の市町村は、共同採択を行う」については、次節で詳しく取り上げる。

2. 広域採択制とは何か

本稿第1節の「(3) 教科書の採択」で述べたように、公立学校で使用される教科書については、採択権が、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあると規定されている。しかしながら、実際の採択は、各教育委員会の単位ではなく、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の第12条により、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」に「教科用図書採択地区」を設定し、第13条により、同一採択地区内は、「種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」とされている。これが、「共同採択」であり、いわゆる「広域採択制」とよばれる制度である。

採択地区は2011年5月現在全国で582地区あり、1県平均12地区となっている。一番少ないのが鳥取県の3地区、多いのは東京の54地区である。以下は都道府県別の採択地区数である。⁽²⁾

表1：都道府県別の採択地区数

北海道	24	栃木県	14	石川県	8	滋賀県	6	岡山県	7	佐賀県	5
青森県	8	群馬県	9	福井県	5	京都府	7	広島県	21	長崎県	12
岩手県	9	埼玉県	16	山梨県	6	大阪府	45	山口県	15	熊本県	11
宮城県	8	千葉県	15	長野県	12	兵庫県	17	徳島県	11	大分県	11
秋田県	9	東京都	54	岐阜県	6	奈良県	18	香川県	7	宮崎県	7
山形県	9	神奈川県	27	静岡県	11	和歌山県	8	愛媛県	16	鹿児島県	10
福島県	10	新潟県	12	愛知県	9	鳥取県	3	高知県	8	沖縄県	6
茨城県	11	富山県	8	三重県	10	島根県	5	福岡県	16	全国計	582

新潟県では、全部で以下のように12の採択地区が設定されている。⁽³⁾

表2：新潟県の採択地区

第1地区	上越市、妙高市、糸魚川市
第2地区	長岡市、三島郡
第3地区	柏崎市、刈羽郡
第4地区	三条市、見附市、加茂市、南蒲原郡
第5地区	小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡
第6地区	十日町市、中魚沼郡
第7地区	燕市、西蒲原郡
第8地区	新潟市
第9地区	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡
第10地区	村上市、岩船郡
第11地区	五泉市、東蒲原郡
第12地区	佐渡市

このように複数の市、郡から一つの採択地区を構成し、さらに同一採択地区では同一の教科書を使用するというのが広域採択制の大きな特徴である。

3. 検定済教科書制度の問題点—無償制度と広域採択制

本節では、検定済教科書制度の問題点を、特に無償制度と広域採択制の観点から考察する。

歴史的に見ると、明治以降、教科書は有償制であったが、経済成長を推進する池田内閣は1961（昭和36）年4月から教科書の無償化に取り組むことを決定した。そして1962（昭和37）年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和37年法律第60号）」、1963（昭和38）年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」が公布され、1963（昭和38）年度の小学校入学生から年次進行で実施、1969（昭和44）年に完成。これ以降、義務教育の全児童生徒に無償で教科書が給与されることになり、現在に至っている。

現在の広域採択制は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」によるものであるが、この法律の原型となったのは、1955（昭和30）年12月5日付けの中央教育審議会の「教科書制度の改善方策についての答申」⁽⁴⁾である。この答申の「2. 採択について」では、「たとえば、都市単位など一定の地域において、できるだけ少ない種類の教科書を使用すること。」と述べ、「自然的、社会的、教育的諸条件を考慮して、採択地区を設ける。」としている。「できるだけ少ない種類の教科書」という記述は、その後の無償化を念頭に、国が支出する購入のための経費を抑制したいという意図があったと考えられる。

教育の無償化については、まず『日本国憲法』の第26条で、「義務教育は、これを無償とする。」とあり、その後、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和37年法律第60号）」の第1条で、「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」とされている。もともとは「授業料」無料であったものが、その範囲を広げて、使用する「教科書」も無料化されたことになる。つまり、広域採択制は、教科書の無償化と引き換えの形で導入されたことになる。高等学校で使用される教科書は有償のため、広域採択制の制限を受けることはなく、公立、私立を問わず学校単位の採択が可能であり、また、それが実際に行われている。

このように、教科書無償制度と広域採択制は、いわば政治的な理由により（本来は必然性を伴わないにもかかわらず）両者を組み合わせた形で実施されてきており、このことが多くの問題を引き起こす大きな要因となっている。

この制度の最大の問題点は、現場で教える公立学校の小、中学校の教師が直接教科書を選べない、ということである。教科用図書選定審議会と採択地区協議会では、その構成員として「専門的知識を有する学校の校長及び教員」という記述もあるが、校長以外の、実際に現場で教えている教員が参加できる例は極めてまれである。採択の対象となる教科書についての調査・研究を教科用図書選定審議会で行う教員もいるが、これも教科ごとにわずかに「数人」である。⁽⁵⁾ 児童・生徒の実態をもっともよく知っていて、毎日の教育にあたっている現場の教員が実質的に関与できない状況は、きわめて異様であると言わざるを得ない。

教科書については、「学校教育法（平成18年法律第120号）」の第34条で、その使用義務が定められている。いわゆる「伝習館高校事件」の最高裁判所における判決⁽⁶⁾においても、学習指導要領の「法規性」と検定済教科書の「使用義務」が確定している。その上さらに、広域採択制により教科書採択の権限を事実上剥奪されているわけで、早急な改善が求められるところであるが、現在、こういった問題については、ほとんど顧みられることがないのが実情である。

広域採択制の第2の問題点は、教科書発行会社の「寡占化」を引き起こしてきていることである。教科書無償制度により、すべての義務教育の児童・生徒に教科書が無料で配布されることになったため、その費用は国家予算から捻出されている。教科書の定価は文部科学大臣の許可が必要であり、一定の範囲に止めることが求められる。現在使用されている中学校英語教科書の値段は1冊当たり310円であり、実質的にこれよりも高くすることができます。したがって、利益を上げるためにには、多量に販売しなければならず、いきおい、大規模で、営業力の強い会社が有利となり、市場を占有することになる。

現在発行されている6種類の中学校用英語教科書（2012年度版）の採択状況は以下の

通りである。⁽⁷⁾

表3：中学校用英語教科書（2012年度版）の採択状況

1	東京書籍	33.2%
2	開隆堂	24.6%
3	三省堂	24.6%
4	学校図書	11.8%
5	教育出版	3.0%
6	光村図書	2.7%

※2位の開隆堂と3位の三省堂は、採択割合は同じであるが、採択部数が開隆堂の方が若干多いため、この順位となっている。

上位3社で82.4%を占めており、まさに寡占状態となっている。参考のため2006年度版の採択状況も同様に示す。⁽⁸⁾

表4：中学校用英語教科書（2006年度版）の採択状況

1	東京書籍	42.5%
2	三省堂	21.6%
3	開隆堂	20.5%
4	学校図書	8.7%
5	教育出版	4.8%
6	光村図書	1.9%

やはり上位3社で84.6%を占めている。この3社は、2012年度版の上位3社と全く同じである。実は2005年度までは、もう1社、英語の教科書を発行している会社があったのだが、販売が低迷したため撤退してしまった。今後さらに淘汰が進む可能性は否定できず、選択の可能性がますます狭まることになりかねない。

以下、他教科についても、2012年度版と2006年度版の上位3社の採択状況を示す。⁽⁹⁾

表5：中学校用教科書（2012年度版）の上位3社の採択状況

教科	1 (%)	2 (%)	3 (%)
国語	光村図書(63.8%)	東京書籍(13.8%)	教育出版(12.7%)
地理	東京書籍(47.9%)	帝国書院(31.7%)	教育出版(14.1%)
歴史	東京書籍(52.8%)	教育出版(14.6%)	帝国書院(14.1%)
公民	東京書籍(57.0%)	日本文教(14.1%)	教育出版(13.2%)
数学	啓林館(41.6%)	東京書籍(31.0%)	学校図書(8.7%)

表6：中学校用教科書（2006年度版）の上位3社の採択状況

教科	1 (%)	2 (%)	3 (%)
国語	光村図書(46.3%)	三省堂(18.3%)	教育出版(17.6%)
地理	東京書籍(43.0%)	帝国書院(34.3%)	大阪書籍(10.0%)
歴史	東京書籍(51.2%)	大阪書籍(15.4%)	帝国書院(14.2%)
公民	東京書籍(60.9%)	大阪書籍(13.6%)	教育出版(12.1%)
数学	啓林館(36.1%)	東京書籍(30.3%)	学校図書(11.9%)

※数学の啓林館は分冊の合計の割合。

いずれの年度も、英語の教科書と比較して、1位の会社の採択率がかなり高い傾向にあることがわかる。寡占化の状況は、ここでもより明らかである。

これに対して、高校の場合は一体どうなっているのだろうか。2011年度用に発行された英語教科書の出版社数と発行点数は以下の通りである。⁽¹⁰⁾

表7：高校用英語教科書（2011年度版）の出版社数と発行点数

科目	出版社数	発行点数
OC I	16	20
OC II	5	6
英語 I	16	36
英語 II	16	36
リーディング	15	28
ライティング	16	23

※OC = Oral Communication（オーラル・コミュニケーション）

中学校に比べて圧倒的に多くの出版社が、何種類もの教科書を発行している。出版社数よりも発行点数が多いのは、1社で複数の教科書を発行している会社があるからである。高校は英語の科目数が多いこともあるが、さまざまな教科書の中から、教える生徒たちになるべくあったものを教員が直接選ぶことができる制度になっている。英語のみならず、他の教科についても高校は同様に出版社数と発行点数が多く、中学校との違いは顕著である。

広域採択制の第3の問題点は、採択期間についてである。教科書の採択期間については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第224号）」により、「4年」とされている。（以前は「3年」であった。）

これはつまり、採択された教科書は、最低4年間は使い続けなければならない、ということである。また、採択期間が満了した場合は、その改訂版か別の教科書を使用すること

になる。たとえよくない教科書であっても、4年間は使用しなければならないし、たとえよいと思う教科書があったとしても、それをそのままずっと使い続けることはできず、4年後にはその改訂版を使用しなければならない。採択期間がなぜ4年間なのかについては法律に明記されていないが、著作・編集、検定、採択・供給のそれぞれにかかる期間を総合すると4年ということになるのであろうか。

高校の場合は、採択期間は1年である。使用してみて思わしくない、ということであれば、翌年変えてかまわないし、反対に、よいものであれば、4年間使い続けてかまわない。(それ以降は、小・中学校と同じく改訂版を使用することになるが。) 教育的観点からも、使ってみて合わなければ変えることのできる方が望ましいことは明らかであろう。また、毎年度、採択変えができる方が、同じ教科書を4年間使い続けるよりも、営業力の強い教科書出版社の寡占化を、一定程度緩和できるという利点もある。

広域採択制の第4の問題点は、この制度そのものが法律上の「矛盾」を抱えているということである。2011年11月、沖縄県の八重山地区（石垣市、竹富町、与那国町）の中学校の公民教科書の採択の際、石垣市と与那国町が育鵬社版、竹富町が東京書籍版と判断が分かれてしまう事態が発生した。この背景には、採択地区協議会における非民主的な運営や政治的な圧力等があったことが報道されているが、ここではこれ以上立ち入らない。

本稿「2. 広域採択制とは何か」でも述べたように、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」は、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」に「教科用図書採択地区」を設定し、同一採択地区内は、「種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」としている。ところが、「(3) 教科書の採択」でも述べたように、教科書の採択権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」により、各市町村教育委員会に与えられている。このような法律上の齟齬が露呈したのが、八重山地区の教科書問題である。

文部科学省は、採択地区協議会と異なる決定をした竹富町に対して、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に違反しているので、無償措置をするのは法律違反を是認することになるから認められない、とした。ただし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、各市町村教育委員会に教科書の採択権を与えてるので、決定そのものを無効とすることはできない、とその有効性は認めた。竹富町が独自に教科書を購入することについては、費用を負担するのが国であっても地方自治体であっても、児童・生徒にとって無償であれば問題はない、とした。

無償措置法は1963年、地方教育行政法は1956年の公布で、制定されてから50年以上が経過しているわけであるが、それぞれの矛盾を改善、解決するための方策は何も取られてこなかったことになる。文部科学省が、この問題を長年にわたり放置してきたのは、何か

理由があるのであろうか。法改正が行われないと、また同じ問題が繰り返されることになる。また、教育委員会側も、採択地区協議会における決定の過程を、より透明で開かれたものとする努力が求められよう。

4. 改善に向けての動き

多くの問題を内包する教科書無償制度と広域採択制であるが、これを少しでも改善しようとする政治的な動きが全くなかったというわけではない。浪本（2007, pp. 112-121）は、教科書採択権に関する一連の法律、文献、文書等を資料としてまとめている。それを見ると、例えば臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申（1987年4月1日）」の「第2章 初等中等教育の改革 第1節 教科書制度の改革」では、以下のように述べられている。

「採択組織・手続き、採択理由の周知などについては、適切な教科書の採択、教科書研究の推進や、公正な競争の確保などの観点を考慮しつつ、一層の改善を図る。この際、学校・教員・保護者の意見がよりよく反映できるようにさらに工夫する。」

採択地区協議会だけで決定するのではなく、学校、教員、保護者の意見をさらに取り入れることを提言している。

また、行政改革委員会「規制緩和に関する意見（第2次）—創造で造る新たな日本—（1996年12月16日）」でも、以下のように述べられている。

「公立学校においても学校単位で自らの教育課程に合わせて教科書を採択する意義をより重視すべきであり、将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要がある。現在三都市程度が平均となっている採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善を図るべきである。」

学校単位の採択、採択地区の小規模化など、かなり具体的な改善案を提示している。

さらに、閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について（1997年3月28日）」では、「分野措置事項別別紙 12 教育関係」において、先の行政改革委員会の意見を踏まえた以下のような記述が見られる。

「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、

当面の措置として、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善について都道府県の取組を促す。」

これ以降、閣議決定「規制緩和推進3か年計画（1998年3月31日）」、同「規制緩和推進3か年計画（改定）（1999年3月30日）」、同「規制緩和推進3か年計画（再改定）（2000年3月31日）」においても同趣旨の記述が見られる。1998年以降の閣議決定では、「法的整備も含めて検討」という、より踏み込んだ表現も使用されている。

このような答申、意見、閣議決定がなされてきたにもかかわらず、抜本的な法改正が行われることなく現在に至っているのは、極めて憂慮すべき事態であり、文部科学省の怠慢と非難されても仕方のないことであろう。教科書無償制度と広域採択制には多くの問題があるからこそ、これら一連の閣議決定等で改善が促され続けてきているのであり、より真摯で早急な対応・取り組みが求められる。

おわりに

本稿では、文部科学省検定済教科書の問題点について、教科書制度の観点、具体的には広域採択制と無償制度から考察を試みた。法的な改革がまず何よりも求められるところであるが、その整備には今後も長い時間と労力を要することになろう。私たちの目の前には児童・生徒たちがいて、授業や教育活動を日々、行っていかなければならない。そういう中で一体何ができるのか、あるいは何をしていったらよいかは、容易には解決策を見出せない大きな問題である。

堀内（2002）は、教科書に対する「無謬性信仰」や「物神化」を止め、教科書にも「誤り」があることを前提に、「自立した主体的市民」の形成を図ることが公教育に求められている、としている。若林（1992）は、現在全国で使用されているすべての（英語）教科書を徹底的に比較・検証することを提案している。

学校教育法には、すでに触れたように「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」という規定もあり、教科書以外の教材を使用する余地は残されている。教科書だけに頼るのではなく、さまざまな材料を効果的に組み合わせて、検定済教科書の不足する点や問題点を補い、児童・生徒たちの実態にあわせた授業を教員がしていく主体性を持つことが、まず何よりも肝要であろう。

沖縄県の八重山地区の中学校の公民教科書の採択の問題は、見方を変えれば、購入費用を地方自治体が負担すれば、採択地区協議会とは異なる決定をする選択肢もあることを示したとも言える。「自主財源」による購入は議論の分かれるところであろうが、より民主的な手続きで、その地域の児童・生徒に合った教科書を選べるということであるならば、

(少なくとも法的な矛盾が解消されるまでは) 可能性として排除されるべきものではないのではないか。

教科書を実際に使用するのは、現場の教員と児童・生徒たちである。教科書は、究極的には子供たちのために存在している。制度や授業において、子供たちのために教科書はどうにあるべきかをこれからも深く探し求めていくことが、私たち大人に与えられた責任であり、義務であると考える。

註

- (1) 文部科学省 (2011) p. 11 より作成。
- (2) 文部科学省 (2011) p. 14 より作成。
- (3) 新潟県教育委員会のホームページ <<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/1224439277483.html>> より作成。(2013年1月15日)
- (4) 文部科学省のホームページ <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo_index/toushin/130945> より。(2013年1月20日)
- (5) 文部科学省 (2011) p. 10 より。
- (6) 福岡県立伝習館高校の教諭が、教育関係法規に違反する授業をしたこと等を理由に受けた懲戒免職处分が、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえないとした事例。(最高裁判所第1小法廷 平成2年1月18日判決) これにより、学習指導要領の法規性と検定済教科書の使用義務が確定したとされている。
- (7) 時事通信社『内外教育』第6125号 (2011年12月2日発行) pp. 6-8 より作成。
- (8) 時事通信社『内外教育』第5618号 (2005年12月20日発行) pp. 2-4 より作成。
- (9) 2012年度版は註(7)、2006年度版は註(8) より作成。
- (10) 小串 (2011) p. 20 より作成。

引用・参考文献

- 芦部信喜 (編) 1990. 『教科書裁判と憲法学』 学陽書房
- 市川須美子他 (編) 2012. 『平成24年版 教育小六法』 学陽書房
- 小串雅則 2011. 『英語検定教科書 制度、教材、そして活用』 三省堂
- 川又正之 2008. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー (1) — 『学習指導要領』『外国語教育論集』第30号, pp. 61-73. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2009. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー (1) — 国際語としての英語教育」『外国語教育論集』第31号, pp. 101-112. 筑波大学外国語センター
- 浪本勝年 2007. 「日本の教科書制度の検証—検定と採択をめぐる問題状況」 広田照幸 (監修)、三谷博 (編)『リーディングス 日本の教育と社会 第6巻 歴史教科書問題』 pp. 101-129.
- 堀内 孜 2002. 「教科書制度と教科書問題」 『文教大学付属教育研究所紀要』第11号, pp. 3-10. 文教大学付属教育研究所
- 三浦省五 1992. 「広域採択制の歴史的経緯」 『現代英語教育』1992年7月号, pp. 18-19. 研究社出版
- 森川金寿 1990. 『教科書と裁判』 岩波新書
- 文部科学省 2011. 『教科書制度の概要』 文部科学省初等中等教育局
- 若林俊輔 1992. 「広域採択制とは一体何なのか」『現代英語教育』1992年7月号, pp. 14-17. 研究社出版